

済生会今治訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人^{鳥取県済生会}済生会支部愛媛県済生会が開設する、済生会今治訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2.事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1.名称 済生会今治訪問看護ステーション
- 2.所在地 今治市北日吉町1丁目7番43号（済生会今治第二病院1階）

（職員の職種・員数・及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1.管理者 看護師 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供にあたる。

- 2.看護師等 看護師 10名（常勤職員9名、非常勤職員1名）

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

- 3.理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2名（常勤職員0名、非常勤職員2名）

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、済生会今治第二病院就業規則に準じて、次のとおりとする。

- 1.営業日

月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日（盆休）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。利用者の状態によっては、職員が当番制で勤務し、対応を行うこととする。

- 2.営業時間

月～金曜日は8時30分から17時、土曜日・日曜日は8時30分から12時30分までとする。

3.電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた支払いを受けるものとする。法定代理受領分以外の場合は全額利用者負担とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護保険での指定訪問看護に要した交通費は、次の定額料金を徴収する。

当事業所から10km以上	500円
--------------	------

医療保険での指定訪問看護に要した交通費は次の定額料金を徴収する。

当事業所から2km未満	無料
当事業所から2km以上5km未満	100円
当事業所から5km以上10km未満	300円
当事業所から10km以上	500円

なお、当事業所における規約に該当するものは申請後に交通費の減免を受けることができる。

島嶼部において、通常訪問は530円、緊急時訪問に際しては橋の通行料金の往復実費を徴収する。

3. 死後の処置料は、5,000円とする

4. 日常生活上必要な物品(手袋・ガーゼ等)は各個人で準備する

5. 前1～3 の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、今治市とする。ただし、当事業所から10km未満とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等、必要な処置を講じなければならない。

2. 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（秘密保持・個人情報の保護）

第11条 事業所の看護師等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3. 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（衛生管理等）

第12条 看護師等は清潔の保持及び年 1 回の健康診断を行い健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

（1）指針の整備

（2）感染対策委員会の開催

（3）研修及び訓練の実施

（苦情処理）

第13条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメントへの対応)

第14条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係が築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止のための委員会の開催
- (3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施 年1回以上
- (4) 虐待防止の担当者を定める
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2. 本事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者等を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年1回

2. 訪問看護師は、常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時または利用者もしくは家族から求められたと

きは、これを提示するものとする。

3. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人^{鳥取県}済生会支部愛媛県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は平成18年 6月 1日から施行する。

この規程は平成18年 7月 1日から施行する。

この規程は平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は平成18年 9月 1日から施行する。

この規程は平成19年 1月 1日から施行する。

この規程は平成19年 2月19日から施行する。

この規程は平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は平成19年 6月 1日から施行する。

この規程は平成19年 7月 1日から施行する。

この規程は平成19年 8月 1日から施行する。

この規程は平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は平成20年 6月 2日から施行する。

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成21年 5月 7日から施行する。

この規定は平成21年 5月18日から施行する。

この規定は平成21年 6月 1日から施行する。

この規定は平成22年 3月 1日から施行する。

この規定は平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は平成23年 4月18日から施行する。

この規定は平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は平成24年 5月 1日から施行する。

この規定は平成25年 1月 1日から施行する。

この規定は平成25年 1月 7日から施行する。

この規定は平成25年 3月11日から施行する。

この規定は平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は平成25年 8月19日から施行する。

この規定は平成26年 1月21日から施行する。

この規定は平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は平成26年 5月16日から施行する。

この規定は平成26年 9月 8日から施行する。

この規定は平成27年 1月 1日から施行する。

この規定は平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は平成27年 6月 1日から施行する。
この規定は平成27年12月 1日から施行する。
この規定は平成28年 1月 4日から施行する。
この規定は平成28年 3月 1日から施行する。
この規定は平成28年 4月 1日から施行する。
この規定は平成28年 5月 1日から施行する。
この規定は平成28年10月 1日から施行する。
この規定は平成28年11月 1日から施行する。
この規定は平成29年 1月 4日から施行する。
この規定は平成29年 1月23日から施行する。
この規定は平成29年 3月 1日から施行する。
この規定は平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は平成29年 5月 1日から施行する。
この規定は平成29年 5月26日から施行する。
この規定は平成29年10月 1日から施行する。
この規定は平成30年 1月 1日から施行する。
この規定は平成30年 3月 1日から施行する。
この規定は平成30年 7月 1日から施行する。
この規定は平成30年11月 1日から施行する。
この規定は平成31年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 1年 5月 1日から施行する。
この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 4年 8月 1日から施行する。
この規定は令和 4年 8月 31日から施行する。
この規定は令和 5年 2月 1日から施行する。
この規定は令和 6年 6月 1日から施行する。